原決定を次のとおり変更する。 抗告人を過料一〇万円に処する。 本件手続費用は第一、二審とも抗告人の負担とする。

## 理 由

一 抗告人は「原決定を取消す。抗告人を処罰しない。」との決定を求め、その理由とするところは

原審は、東京地方裁判所が同庁昭和五七年(行ク)第七七号緊急命令申立事件において抗告人に対しAを原職に復帰させることを含む青森県地方労働委員会の命令に従うよう命じたにもかかわらず抗告人がAを原職に復帰させなかつたのは右裁判所の命令に違反したとして過料に処した。

しかし、右の東京地方裁判所の命令はAを原職に復帰させることまでは含んでいないから抗告人に命令違反はない。また、Aの解雇については現在東京高等裁判所に係争中であるし、この段階で同人を職場に復帰させれば暴力事件を起されたり怠業、業務妨害などで職場秩序が破壊されて企業運営に支障が生じる。抗告人はAを原職に復帰させなくとも緊急命令に従つて賃金相当分は支払つている。よつて原審がなした過料の裁判の取消を求める。というにある。

こので最初に本件緊急命令たる右東京地方裁判所の決定内容をみてみるに、これを本文、但書の形に整理するとその意味は、「青森県地方労働委員会が発した本件救済命令に従うべきことを命ずる。但し、その主文(2)により被申立人(本件抗告人)が支払を命ぜられた金員についてはそのうち、Aが青森地方裁判所弘前、部昭和五〇年(3)第三一号地位保全等仮処分申請事件の判決に基づき仮払るが、右側であるのは明らかであるから、右側であるの救済命令がAを原職に復帰させるよう命じている以上、本件に制御を関係の履行命令を包含していることは疑いのないところである。本件記録によると抗告人はAを原職に復帰させていないことが認められるである。が明組合法二七条八項の規定に基づく裁判所の緊急命令を履行せずこれに違反したというべきである。従つて抗告理由前段の主張は採用することができない。

更に原職復帰命令不履行の場合についていうと、この命令中には当該労働者の就労を妨害してはならないとの禁止・不作為を命じている部分があり、これだけであれば「作為を命ずるもの」に該当せず、しかも通常はこの部分の占める割合が大きいのに、当該労働者が解雇時に占めていた持ち場を空けてやり、当時の仕事を与え

るという積極面があることに着目して作為命令とされるのである。原職復帰命令に 復帰までの賃金相当額の支払命令が伴つているのが通常であり、後者が履行されて いる限り労働者の経済的窮状は一応救済されているから、右積極面の整備・提供を しないというのは不履行の態様として必ずしも悪質又は重大なものではないという べきである。

このように考えると、原職復帰命令不履行に対する過料額決定の裁量基準として は、対象労働者の員数と賃金相当額の支払が履行されているか否かを考慮しつつ、 これらの点を含めた個別的事情に特段の悪質・重大性がない限り、一回の不履行通 知毎に一〇万円以下とするのが相当である。

本件においては、対象労働者はA一名だけであつて、本件緊急命令中賃金相当額 支払の点は履行されていること記録上明らかであり、個別的にも悪質・重大な不履 行であることを認むべき資料は見当らないから、抗告人を一〇万円を超える過料に 処するのは相当ではない。

よつて、抗告人を八〇万円の過料に処した原決定は前記法条所定の裁量を誤つたものとして一部不当であるから、これを変更して抗告人を過料一〇万円に処することとし、手続費用の負担につき非訟事件手続法二五条、民事訴訟法九六条、八九条に従い主文のとおり決定する。 (裁判官 輪湖公寛 小林啓二 斎藤清実)